



消費生活

サポーター通信

令和5年度第7号

今月のテーマ

火災保険の申請代行 に注意!

事例

屋根は元々壊れていたけど…
自己負担なしなら…



解約の違約金!?



保険金で自己負担なし!
申請もサポートします!



保険金の45%!?

・業者が突然訪ねてきて「軒先が壊れています。雪害によるものと思われるので、火災保険を使って直せますが…」と言われた。

・雪が降る前から壊れていたという、「自己負担なしで修理できるよう申請してあげます。」と言われたので、契約した。

・契約書には、調査に5万円、申請サポートの報酬として**保険金の45%**となっていた。

・これでは屋根の修理代に足りないので、業者に「解約したい」と伝えると、「**違約金として保険金の50%**が必要」と言われた。

アドバイス

悪質な

『火災保険金請求サポート業者』

に要注意!

- ① 火災保険金の申請は、自分でできます。契約している保険会社に問い合わせましょう。
- ② うその理由で保険金請求すると、詐欺に該当するおそれがあります。**経年劣化の修理は火災保険の対象外**です。虚偽の理由で保険金を請求すると、保険金詐欺に該当する場合があります。
- ③ クーリング・オフ制度が利用できます。訪問販売等で契約した場合、契約書面等を受け取った日から8日間はクーリング・オフできます。



クーリング・オフ制度については以下を参照ください。

https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html



◆ご相談は…

消費者ホットライン 局番なし ☎

いやや
188



(お近くの消費生活センターにつながります)

令和5年10月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時~17時30分 土・日・祝日10時~16時 ※年末年始休)

青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(消費者教育推進大使)
テルミちゃん
☎(TEL. 017)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む



または

LINEの「友だち追加」から
「@638mbqrp」をID検索する